

沖縄県水産生物の種苗取扱検討会設置要綱

(設置)

第1 水産生物の種苗（以下「種苗」という。）の計画的生産及び計画的譲渡を行うため、「沖縄県水産生物の種苗取扱要領」第5の規定に基づき、「沖縄県水産生物の種苗取扱検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 種苗の生産及び譲渡に関すること
- (2) 譲渡する種苗の魚病対策に関すること
- (3) 種苗の譲渡価格に関すること
- (4) 譲渡する種苗の選定に関すること
- (5) その他事項

(組織)

第3 検討会は、農林水産部農漁村基盤統括監、栽培漁業センター所長、水産海洋技術センター所長、水産海洋技術センター石垣支所長及び水産課長の5者で組織する。
2 検討会に会長を置き、会長は、農林水産部農漁村基盤統括監とする。
3 会長は会務を総理する。
4 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、水産課長がその職務を代理する。

(作業部会の設置)

第4 検討会に「水産生物の種苗取扱作業部会」（以下「作業部会」という。）を置く。
2 作業部会員は、検討会を構成する組織並びに宮古及び八重山農林水産振興センターの栽培養殖担当者とする。
3 作業部会に部会長を置き、部会長は、水産課栽培流通班長とする。

(会議)

第5 検討会及び作業部会の会議は、必要に応じそれぞれ会長及び部会長が召集する。
2 会長及び部会長は、議長となり、議事を整理する。

(庶務)

第6 検討会及び作業部会の庶務は、水産課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会及び作業部会の運営について必要な事項は、会長又は部会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成4年2月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年8月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月17日から施行する。